

二 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省令第二号）

改正案	現行
<p>（法第十一条の十一第一項の規定の適用に関し必要な事項）</p> <p>第十五条 法第十一条の十一第一項本文（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。）に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等（法第十一条の十一第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の額（第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等（銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第四十四条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第四十四条第二項第二号イからホまでの</p>	<p>（法第十一条の十一第一項の規定の適用に関し必要な事項）</p> <p>第十五条 法第十一条の十一第一項本文（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。）に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等（法第十一条の十一第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の額（第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等（銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二十七条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第二十七条第二項第二号イからホまでの</p>

いずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は貸付料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る同項に規定する普通貿易保険及び同法第五十一条第二項の損失（同法第十二条第十三項に規定する貿易代金貸付（本邦法人若しくは本邦人又は外国人若しくは外国人が行う外国政府等、外国人又は外国人に対する同項第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得に限る。）を行つた者が同法第五十一条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の同項に規定する貸付金等を回収することができないことにより受ける損失に限る。）に係る同項に規定する貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

二〇又（略）

二 前条第二項に規定する債務の保証に係る次に掲げる額の合計額

イ〇二（略）

ホ 貿易保険法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付されている保証の額のうち当該保険金額

三〇八（略）

2（略）

いずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は貸付料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る普通貿易保険及び同法第三十四条第二項の損失（同法第十二条第十三項に規定する貿易代金貸付（本邦法人若しくは本邦人又は外国人若しくは外国人が行う外国政府等、外国人又は外国人に対する同項第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得に限る。）を行つた者が同法第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の元本又は利子を回収することができないことにより受ける損失に限る。）に係る貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第五十四条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

二〇又（略）

二 前条第二項に規定する債務の保証に係る次に掲げる額の合計額

イ〇二（略）

ホ 貿易保険法第五十四条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付されている保証の額のうち当該保険金額

三〇八（略）

2（略）